

# 地域のみどりづくりを支援します！

～平成25年度大阪府みどりの基金 みどりづくり活動助成のご案内～



～地域住民やPTA等が協働で、幼稚園等の園庭の芝生化や花壇づくりなどの地域の緑化活動を実施する場合に行う助成です～

## ■ スケジュール

- ▶ 募集期間 : 平成25年4月15日(月)から平成25年5月15日(水)まで
  - ▶ 審査及び内示の時期 : 5月下旬から6月上旬ごろ
  - ▶ 実施期間 : 補助金交付決定後から平成26年3月14日(金)まで
- ・補助金交付決定後に着手し、上記実施期間中に整備が完了する緑化活動が対象となります。

## ■ 問い合わせ・お申込み先

各地域を所管する下記の「農と緑の総合事務所」までご連絡ください。

担 当 事 務 所	所 管 地 域
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大阪府北部農と緑の総合事務所 緑地整備課 茨木市中穂積1-3-43(三島府民センタービル内) 072-627-1121 内424</li> </ul>	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町、吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大阪府中部農と緑の総合事務所 緑地整備課 八尾市荘内町2-1-36(中河内府民センタービル内) 0729-94-1515 内354</li> </ul>	大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大阪府南河内農と緑の総合事務所 緑地整備課 富田林市寿町2-6-1(南河内府民センタービル内) 0721-25-1131 内275</li> </ul>	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大阪府泉州農と緑の総合事務所 緑地整備課 岸和田市野田町3-13-2(泉南府民センタービル内) 0724-39-3601 内285</li> </ul>	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

【みどりの基金や補助事業に関する問合せ先】

- 大阪府環境農林水産部 みどり・都市環境室 みどり推進課 緑化推進グループ  
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎22階 TEL 06-6210-9558

## ■ 事業の申込と採択

### (1) 事業の申込み

申込者は、所管の農と緑の総合事務所に「大阪府みどりの基金みどりづくり推進事業実施計画書」(別紙様式1)を提出してください。なお、申込みの前に、あらかじめ電話または来所の上、活動内容や植栽内容等についてご相談ください。

### (2) 事業の採択

「大阪府みどりの基金みどりづくり推進事業実施計画書」に基づき、大阪府の審査機関において審査し、採択事業を決定します。なお、審査に当たり、申込者から計画内容の説明をしていただきます。

### (3) 採択の通知

事業の採択について、所管の農と緑の総合事務所を通じて、結果をお知らせします。

#### 【注意事項】

- 本補助金の申込み及び事業採択後の補助金交付申請にあたっては、このチラシのほか、「大阪府補助金交付規則」「大阪府みどりの基金みどりづくり推進事業補助金交付要綱」及び「みどりづくり推進事業実施要領」をよく読んでください。
- 本補助事業は、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(ハートフル条例)」及び「大阪府暴力団排除条例」の対象となりますので、ご注意ください。
- 事業実施後は、事業完了した年度の翌年度末に、所管の農と緑の総合事務所に「緑化活動報告書」(別紙様式3)を提出してください。なお、事業完了後5年間は大阪府から報告を求められることがあります。

## ■ 補助の要件

みどりづくり活動助成	
対象となる活動	<p>(1) 補助事業の対象となる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の緑化組織(地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織)が協働で行う緑化活動であること。</li> <li>植樹活動、花壇整備、屋上菜園整備、校庭の芝生化等、地域の公開性がある施設(住宅地・商店街・学校・公園・道路等)で行う緑化活動であること(緑化活動を実施する施設の所有者・管理者の同意が必要)。</li> <li>事業完了後も助成対象の緑化組織により、維持管理が適切に行われること。</li> </ul> <p>※個人での申請は認められません ※地方公共団体に準ずる団体(市の外郭団体等)の活動は対象外</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">～地域の緑化組織が協働で行う緑化活動とは～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「地域の緑化組織が行う緑化活動」とは、緑化活動を行う箇所の周辺住民等が自らの意思により緑化する活動です。</li> <li>植栽や芝張り作業については、地域の緑化組織が主体的に行わなければなりません。</li> <li>次のものは地域の緑化活動とは認められません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶植栽や芝張り作業を業者または施設設置者・管理者のみで施工する場合</li> <li>▶地域の緑化組織の活動が、整備時の植栽だけで、主体的に維持管理に関わらない場合</li> </ul> </li> </ul> </div>
補助の条件	事業完了後、最低5か年間は、適切な維持管理を行う必要があります。 (これより短期間で維持管理を中止する場合は、補助金の返還を求められます。)
補助金の額	補助対象額の1/2以内とし、300万円を上限とします(当該年度の予算の範囲内において決定します)。
補助対象経費	<p>A：整備に係る経費(植栽作業や管理作業に必要な苗木や道具等の資材購入費、土壌改良に必要な工事費、植樹設置等の工事に必要な基盤整備費、明示板の設置に必要な経費、その他植栽実施に不可欠と判断される経費)</p> <p>B：当該緑化活動に必要な経費(講師謝礼、研修会等の開催経費、通信連絡費、資料作成費)</p> <p>※Aは全額補助対象となります。Bについては、Aの経費の1/3以内とします。 ※Bのみでは助成の対象となりません。 ※飲食費や団体の運営費等、大阪府が不適切と認めた経費は対象外です。 ※Aの経費のうち、維持管理に係る経費は必要最低限とし、植栽に係る経費を超えない範囲とします。 ※作業器具などの資材購入費については、原則、1品目あたりの単価が10万円未満(消費税含む)のものに限ります。</p>
審査の基準	<p>①適切な維持管理を継続的に実施できる体制づくり、計画となっているか。</p> <p>②緑化活動を通じた地域との交流が計画されているか。</p> <p>③整備後の具体的な活用方法が計画されているか。</p> <p>④整備・管理費用について十分に検証された計画になっているか。</p> <p>⑤その他特筆すべき内容があるか。等</p>